

「クリエイターグッズ・ショップ 2020 運営業務委託」
提案書評価基準

1 基本的な評価事項

プロポーザルを特定するための評価項目は、表1とおります。

【表1：評価項目】

評価項目		配点	評価	評価点
(1) 業務実施体制	① 人員配置や役割分担等の体制の妥当性	5		
	② 支出計画の妥当性	5		
	③ ワークライフバランスに関する取組	5		
(2) 類似業務実績	④ 類似業務実績の内容	10		
(3) 業務実施方針	⑤ 業務目的の理解度	10		
	⑥ 業務内容及び手法の妥当性・実現性	25		
	⑦ 提案内容の集客性等 (クリエイターグッズ販売への寄与度)	20		
	⑧ 文化芸術創造都市施策との連動性	10		
(4) その他	⑨ 業務に対する意欲等	10		
評価点の合計				

2 評価方法

- (1) 各評価項目のうち、①②④～⑨については、A、B、C、D、Eの5段階評価を行います。③については、いずれか1つに該当していれば5点を加算し、評価点を与えます。
- (2) 各評価項目の評価点は、配点をA100%、B80%、C60%、D40%、E0%で換算した点数とします（例：配点10の評価項目をB評価の場合、評価点は10(配点)×0.8(評価)＝8点）
- (3) 各評価項目の評価の視点は、表2のとおりです。
- (4) 評価点が同点となった場合は、評価項目のうち「(3) 業務実施方針」の評価点の合計が高い者を受託候補者として特定します。「(3) 業務実施方針」の評価点の合計も同点となった場合は、当該者のみを対象に10点満点で総合評価を行い、得点の高い者を受託候補者として特定します。

【表2：評価の視点】

評価項目		評価				
		A	B	C	D	E
①	人員配置や役割分担等の体制の妥当性	十分な体制が確保されている		概ね適切な体制である		体制の確保が十分とはいえない
②	支出計画の妥当性	適切な支出計画である		概ね適切な支出計画である		支出計画に問題がある
③	ワークライフバランスに関する取組	<p>次の項目を1つ以上満たしていれば5点加算</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定している（従業員101人未満の場合のみ加算） ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画を策定している（従業員301人未満の場合のみ加算） ・次世代育成支援対策推進法による認定（くるみんマーク、プラチナくるみんマーク）を取得している ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定（えるぼし）を取得している ・よこはまグッドバランス賞の認定を取得している ・青少年の雇用の促進等に関する法律に基づくユースエール認定を取得している ・障害者雇用促進法に基づく法定雇用率2.2%の達成（従業員45.5人以上）、または障害者を1名以上雇用している（従業員45.5人未満） 				
④	類似業務実績の内容	十分な能力を有していると思われる実績である	AとCの間	一定の能力を有していると思われる実績である	CとEの間	実績に乏しく、能力に疑問が残る
⑤	業務目的の理解度	目的をよく理解し、内容・手法との整合性が十分にとれている		目的を理解し、内容・手法との整合性が概ねとれている		目的の理解が不足しており、内容・手法との整合性に疑問が残る
⑥	業務内容及び手法の妥当性・実現性	内容・手法ともに非常に具体的かつ実現可能である		内容・手法ともに概ね具体的で実現可能である		内容・手法が曖昧で実現性に不安がある
⑦	提案内容の集客性等（クリエイターグッズ販売への寄与度）	PRやロケーションなど、極めて集客が期待できる		一定の集客が期待できる		集客があまり期待できない
⑧	文化芸術創造都市施策との連動性	施策をよく理解しており、非常に効果的な連動が見込まれる		施策を理解しており、一定の効果的な連動が見込まれる		施策の理解が不十分であり、連動性に不安がある
⑨	業務に対する意欲等	業務に対する強い意欲があり、好影響が見込まれる	業務に対する一定の意欲が認められる	業務に対する意欲が不十分である		

3 応募者が1者のみの場合の措置

委員会は、最低制限基準（評価の合計得点の5割）以上であることを条件に、委員長は出席した評価委員全員の合意をもって当該応募者を受託にふさわしい候補者として、評価点とともに業者選定委員会に報告します。